

会 議 録

| | | | |
|------------------|---|------|----------|
| 会議の名称 | 平成23年度 第4回 公民館運営審議会議事録 | | |
| 開催日時 | 平成23年12月22日(日) 午後2時～3時59分 | | |
| 開催場所 | 笠間市岩間公民館 3階 第2会議室 | 事務局 | 笠間市笠間公民館 |
| 会議の公開 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> | 傍聴者数 | 1人 |
| 出席者 | 委員：湊委員長、調副委員長、上野委員、飯塚委員、小西委員、常井委員、坂野委員、南委員 事務局：川辺館長、青柳館長、西山館長、豊田副館長、松岡主査 | | |
| 議 題 | 【報告案件】 (1) 県内各市の地区公民館の現状報告について (2) 委員討議 (3) その他 | | |
| 議 事 (審議経過及び発言内容) | | | |
| 事務局 | 会議の成立に関しまして、ご報告いたします。 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第13条第2項の規定によりまして、会議は在職委員の過半数以上の委員が出席しなければこれを開くことができないとあり、在籍委員12名のうち、本日8名が出席されておりますので、この会議が成立することをご報告します。 会議開催の事前公表については、ホームページと広報笠間お知らせ版で、会議の開催日時、場所、内容について、掲載しております。また傍聴については、定員10名で、12月21日午後4時まで申し込み受付をしておりましたが、希望者はありませんでした。なお、本日、1名の方が傍聴したいと申込がございましたので、委員長判断で傍聴を認めております。 | | |
| 1 開 会 | | | |
| 2 あいさつ | 本日は第4回目の審議会開催になります。事務局から報告の後、皆様からのご意見をいただきながら会議を進めますので、よろしくお願ひします。 | | |
| 事務局 | 議事進行につきましては、笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第12条第2項の規定によりまして、委員長が会議の議長となります。 | | |
| 3 議 題 | | | |
| 委員長 | (1) 県内各市の地区公民館の現状報告について、事務局より説明を求めます。 | | |
| 事務局 | =公民館並びに地区公民館を用途変更した水戸市、日立市、龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、那珂市について説明= | | |
| 委員長 | 県内各市の地区公民館の現状報告について終わりました。 (2) の委員討議に入りますので、皆さんからご意見などをお願いします。 始めに私から質問します。公民館から市民センターやコミュニティセンターに変わった根拠は何ですか。 | | |

| | |
|------------|--|
| 事務局 | 公民館機能のほかに、多様な市民ニーズに応えるため、公民館から違う組織に変えたと思われます。 |
| 委員長 事務局 | 社会教育法による公民館では、活動が難しいのですか。 水戸市の例では、公民館機能の他に、地域を支援するための拠点として、市民センターの名称に変えた上で、地域活動を支援しています。 つくば市では、市民2,000人からアンケートを取り、新たな組織とするために名称変更をしています。公民館での活動が難しいというよりは、新たな拠点施設としての機能を考えたのかと思われます。 |
| 委員 事務局 | 社会教育法に基づかない公民館との違いについてどうなのですか。 市で設置した公民館は社会教育法に基づきますが、前回ご説明したような地域集会所は、社会教育法に基づきません。 |
| 委員 事務局 | 社会教育法に基づいた公民館の考えは古いのですか。それと公民館から違う施設への名称変更はどのようにされたのでしょうか。 手続きが必要になります。公民館条例を廃止して、新たな施設の設置条例が必要になります。笠間市の地区公民館の例で申し上げます。笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例に、地区公民館の名称や住所を規定しています。これを外す場合は、その規定した項目を削除する条例を議会に上程し、議決される必要があります。その施設の利用目的及び施設名を新たにすることは、地方自治法等に基づいた設置及び管理に関する条例を策定し、市議会で議決後、施行されることになります。これにより、社会教育法の縛りが無い施設になります。 |
| 委員長 委員 | 先程、社会教育法について古いのかという質問ですが、県内31市中、6市のみが、社会教育法に基づかない施設にしているだけなので、古いというよりは、市の考え方であったり、市民ニーズへの対応であったりすると思います。 それぞれの市の考え、判断だと思えます。今の件はよろしいですね。 |
| 事務局 | 地区で活動している集会所の施設について、市では、どのように考えているのですか。 今のご質問は、地域集会所の件と思われますが、私どもの所管ではありません。第2回の審議会でご説明したように、市民活動課において、市民協働の事業を展開しており、地域集会所等への支援をしています。また管理運営は地元で行っております。また、市民活動課において、地域集会所新築等の際の一部補助をしております。 |
| 委員長 委員 | 地区公民館は市の所管ですが、地域集会所は地元運営ですので、個々については地元の考えということですか。 水戸市では、市民センターで地域活動支援を積極的にしている説明でよろしいですね。 |
| 事務局 | 水戸市市民センターは、従来の公民館事業を行いながら、子育て支援、高齢者支援等も併せた活動拠点として機能しています。 |
| 委員長 事務局 | 地域の活動とか市民ニーズによって公民館から名称変更をし、様々な事業を行っているということですか。 総合的な地域活動拠点とするために、公民館の名称を変更したのではないかと思います。公民館条例を廃止し、市民センター条例を制定して、社会教育法第20条の目的達成に必要な事業を行いながら、様々な事業を加えた活動拠点施設にしたと思います。 |

| | |
|-------|--|
| 委員 | 笠間市でも必要ということですか。公民館の条例について考えるということですか。 |
| 委員長 | 審議会が年度内にどのような答申を出すのかどうかであり、合併して各地域での格差もありますので、それらを含めて検討して頂きたいと思います。 |
| 委員 | 笠間地区に在る公民館以外にも検討するということですか。 |
| 委員長 | 岩間地区や友部地区も含めて検討をお願いします。 |
| 委員 | 地区公民館を、無い地域において作ることも必要であると思います。 |
| 委員 | 今あるものを有効に使い、その中でまとまっていくことが必要だとも思います。 |
| 委員長 | 笠間市において、地区公民館の運営の在り方をどうするかということですか。 |
| 委員 | 事務局の考えは、ありますか。 |
| 事務局 | 皆様からの答申を頂いた後、検討していきたいと考えております。 |
| 委員長 | ここで、皆様から頂いた意見を審議しながら答申を出す事になります。 |
| 委員 | 公民館をどうしたらいいのでしょうか。このまま在り続けるべきなのでしょうか。 |
| 委員 | 違う施設にする場合は、条例を変えればいいのではないのでしょうか。 |
| 委員長 | 違う施設に公民館が入って行くことも、検討してもよいのではないですか。公民館を無くすということではなく、様々な角度から検討していただければと思います。 |
| 委員 | 地区公民館も集会所も、一緒に考えればよろしいのではないですか。 |
| 委員長 | 地域集会所は、土地、建物など財産の問題もあるので、市の公民館にするということは難しいと思われれます。 |
| 委員 | 今回の資料を整理するうえで、比較表を作成してほしいと思います。 |
| 事務局 | 用途変更した6市でよろしいですか。 |
| 委員長 | 事務局で、比較表の作成を次回までをお願いします。他にご意見はございますか。ないようですので、皆様をお願いします。地区公民館の在り方について、笠間市全体として考えていただき、次回の審議会で、より掘り下げて討議できるようお願いします。本日の、委員討議は長時間にわたりましたので、ここで終了いたします。 |
| 4 その他 | |
| 事務局 | 次回の審議会は、1月26日、木曜日、午後2時より、笠間公民館ふれあいルームで行いますので、よろしくお願いします。 |
| 5 閉会 | |